

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令 読替表 目次

1	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の読替表	1
2	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）の読替表	3
3	学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）の読替表	10

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の読替表【法第二十六条、令第四条関係】

（波線は当然に読み替えられる部分、破線は法律による読替部分、傍線は政令による読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その設置する幼保連携型認定こども園を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その幼保連携型認定こども園の経費を負担する。</p> <p>第六条 幼保連携型認定こども園においては、授業料を徴収することができる。</p> <p>第七条 幼保連携型認定こども園には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（第九条及び第十条において単に「園長」という。）及び相当数の教員を置かなければならない。</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、園長又は教員となること ができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者</p> <p>四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>第十条 国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する</p>	<p>第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p> <p>第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。</p> <p>第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となること ができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者</p> <p>四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。</p>

る法律第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）は、園長を定め、都道府県知事（指定都市等）（同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）に届け出なければならぬ。

第八十一条 幼保連携型認定こども園においては、次項各号のいずれかに該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）その他教育上特別の支援を必要とする園児に対し、同法第三十六条第一項に規定する主務大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第三十七条 幼保連携型認定こども園の運営上支障のない限り、幼保連携型認定こども園には、社会教育に関する施設を附置し、又は幼保連携型認定こども園の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）の読替表【法第二十七条、令第五条関係】

（波線は当然読み替えられる部分、破線は法律による読替部分、傍線は政令による読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各<u>幼保連携型認定こども園</u>において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、<u>幼保連携型認定こども園</u>における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、各<u>幼保連携型認定こども園</u>における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（学校保健に関する<u>幼保連携型認定こども園</u>の設置者の責務）</p> <p>第四条 <u>幼保連携型認定こども園</u>の設置者は、その設置する<u>幼保連携型認定こども園</u>の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「<u>園児</u>」という。）及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該<u>幼保連携型認定こども園</u>の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第五条 <u>幼保連携型認定こども園</u>においては、<u>園児</u>及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、<u>園児</u>及び職員の健康診断、環境衛生検査、<u>園児</u>に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>（<u>幼保連携型認定こども園環境衛生基準</u>）</p> <p>第六条 文部科学大臣は、<u>幼保連携型認定こども園</u>における換気、採光</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各<u>学校</u>において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、<u>学校</u>における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、各<u>学校</u>における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（学校保健に関する<u>学校</u>の設置者の責務）</p> <p>第四条 <u>学校</u>の設置者は、その設置する<u>学校</u>の<u>児童生徒等</u>及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該<u>学校</u>の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第五条 <u>学校</u>においては、<u>児童生徒等</u>及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、<u>児童生徒等</u>及び職員の健康診断、環境衛生検査、<u>児童生徒等</u>に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>（<u>学校環境衛生基準</u>）</p> <p>第六条 文部科学大臣は、<u>学校</u>における換気、採光、照明、保湿、清潔</p>

、照明、保湿、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、園児及び職員健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「幼保連携型認定こども園環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園環境衛生基準に照らしてその設置する幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）は、幼保連携型認定こども園環境衛生基準に照らし、幼保連携型認定こども園の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（保健室）

第七条 幼保連携型認定こども園には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

（健康相談）

第八条 幼保連携型認定こども園においては、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該園児に対して必要な

保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十三年法律第十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（保健室）

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

（健康相談）

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒

指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一項に規定する保護者をいう。第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 幼保連携型認定こども園においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該幼保連携型認定こども園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

（園児の健康診断）

第十三条 幼保連携型認定こども園においては、毎学年定期に、園児の健康診断を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園においては、必要があるときは、臨時に、園児の健康診断を行うものとする。

第十四条 幼保連携型認定こども園においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（職員の健康診断）

第十五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、毎学年定期に、幼保連携型認定こども園の職員の健康診断を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、必要があるときは、臨時に、幼保連携型認定こども園の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第一項に規定する主務省令で定める。

徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

（児童生徒等の健康診断）

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（職員の健康診断）

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第十三条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第一項に規定する主務省令で定める。

3 前二項の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第二項に規定する主務省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第十八条 幼保連携型認定こども園の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 園長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 幼保連携型認定こども園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、幼保連携型認定こども園の全部又は一部の休業を行うことができる。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第一項に規定する主務省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園における感染症の予防に必要な事項は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第一

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に必要な事項は、文部科学省令で定める。

項に規定する主務省令で定める。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 幼保連携型認定こども園には、学校医を置くものとする。

2 幼保連携型認定こども園には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、幼保連携型認定こども園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第二項に規定する主務省令で定める。

(学校安全に関する幼保連携型認定こども園の設置者の責務)

第二十六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、その設置する幼保連携型認定こども園において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他幼保連携型認定こども園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 園長は、当該幼保連携型認定こども園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成)

第二十九条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の実情に依りて、危険等発生時において当該幼保連携型認定こども園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 幼保連携型認定こども園においては、事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、園児の保護者との連携を図るとともに、当該幼保連携型認定こども園が所在する地域の実情に依りて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置者の事務の委任)

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に依りて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に依りて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 幼保連携型認定こども園の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を園長に委任することができる。

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）の読替表【令第六条及び第七条関係】

（波線は当然に読み替えられる部分、傍線は政令による読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（保健所と連絡すべき場合）</p> <p>第五条 <u>認定こども園法第二十七条</u>において準用する<u>法第十八条</u>の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（次号において「<u>認定こども園法</u>」という。）<u>第二十七条</u>において準用する<u>法第十九条</u>の規定による出席停止が行われた場合</p> <p>二 <u>認定こども園法第二十七条</u>において準用する<u>法第二十条</u>の規定による<u>認定こども園法第二条第七項</u>に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>の休業を行った場合</p> <p>（出席停止の指示）</p> <p>第六条 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（以下この条及び次条において「<u>認定こども園法</u>」という。）<u>第十四条第一項</u>に規定する<u>園長</u>（次条において「<u>園長</u>」という。）は、<u>認定こども園法第二十七条</u>において準用する<u>法第十九条</u>の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、<u>認定こども園法第十四条第六項</u>に規定する<u>園児の保護者</u>（<u>認定こども園法第二条第十一項</u>に規定する<u>保護者</u>をいう。）にこれを指示しなければならぬ。</p> <p>2 <u>出席停止の期間</u>は、<u>感染症の種類等</u>に応じて、<u>認定こども園法第三十六条第二項</u>に規定する<u>主務省令</u>で定める<u>基準</u>による。</p> <p>（出席停止の報告）</p> <p>第七条 <u>園長</u>は、<u>認定こども園法第二十七条</u>において準用する<u>前条第一項</u>の規定による指示をしたときは、<u>認定こども園法第三十六条第二項</u>に規定する<u>主務省令</u>で定めるところにより、その旨を<u>認定こども園法</u></p>	<p>（保健所と連絡すべき場合）</p> <p>第五条 <u>法第十八条</u>の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 <u>法第十九条</u>の規定による出席停止が行われた場合</p> <p>二 <u>法第二十条</u>の規定による<u>学校</u>の休業を行った場合</p> <p>（出席停止の指示）</p> <p>第六条 <u>校長</u>は、<u>法第十九条</u>の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、<u>幼児、児童又は生徒</u>（<u>高等学校</u>（<u>中等教育学校</u>の<u>後期課程</u>及び<u>特別支援学校</u>の<u>高等部</u>を含む。）以下同じ。）の<u>生徒</u>を除く。）にあつてはその<u>保護者</u>に、<u>高等学校</u>の<u>生徒</u>又は<u>学生</u>にあつては<u>当該生徒</u>又は<u>学生</u>にこれを指示しなければならぬ。</p> <p>2 <u>出席停止の期間</u>は、<u>感染症の種類等</u>に応じて、<u>文部科学省令</u>で定める<u>基準</u>による。</p> <p>（出席停止の報告）</p> <p>第七条 <u>校長</u>は、<u>前条第一項</u>の規定による指示をしたときは、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、その旨を<u>学校</u>の<u>設置者</u>に報告しなければならない。</p>

第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者に報告しなければならぬ。